

実装される 監視社会化ツール

武藤糾明

むとう・ただあき 弁護士。日弁連情報問題対策委員会副委員長。東京大学法学部卒業。監視カメラや顔認証システムに対する法規制の提言などを行なうほか、グーグルストリートビュー訴訟、住基ネット訴訟、マイナンバー訴訟などプライバシー保護をめぐる訴訟の弁護団を務める。

権利から義務への逆走——マイナンバーカード

二〇二一年三月、一部の医療機関の窓口で顔認証付きカードリーダーが設置され、マイナンバーカードを用いた本人確認が開始される。これは、全国民監視に向けた壮大な第一歩となるおそれがある。

マイナンバーカード（正式には「個人番号カード」）は、「国民の利便性のため」という説明で、開始された。希望者だけが取得するもので義務ではないというのが大前提だった。しかし今、カード保有の「権利」は「義務」に向かつて一

気に逆走し始めている。

二〇二〇年五月の健康保険法等の改正により、二〇二一年三月からマイナンバーカードを健康保険証にすることが可能になった。そのため、顔認証付きカードリーダーがすべての医療機関・薬局へ無償提供されるほか、利用拡大に向け、社会保険診療報酬支払基金は、顔認証付きカードリーダー一台あたり一〇〇万円程度の補助金も支出する。

厚生労働省は、受診の際には毎回、顔認証による本人確認を実施するよう求めている。もし実施しなければ、システム改修に要する費用等を含め、補助金の交付対象外とさ

れる。「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&Aについて二〇二〇年七月三日)。さらに国は、「将来的に保険証の発行を不要としてマイナンバーカードのみの運用への移行を目指していく」(厚労省・オンライン資格確認等システムに関する運用等の整理案(概要) 令和元年六月版)として、紙の保険証を廃止することを示唆しているため、有無を言わせないあからさまな強制に向かっている。

二〇二〇年九月、菅義偉首相は運転免許証のデジタル化についてマイナンバー制度を活用して推進するよう指示し、警察庁は二〇二四年度中に実施するとしている。運転免許証の保有者は八二〇〇万人おり、今後、全員が一体化を名目にマイナンバーカードを強制的に取得させられる危険がある。現在、デジタル庁の設置も打ち出されており、そこではマイナンバーカードの拡大が重要な位置づけを与えられている。

政府は二〇一五年、マイナンバーカードの公的個人認証を「イノベーションの鍵」と位置づけ、民間に開放することを前提とし、「個人番号カードをデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用」↓「ワンカード化の促進」を予定している(マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)。以下、「ロードマップ」という)。運転免許証や健康保険証としての利用の行

く先を示した矢印は、「全国民が個人番号カードを保有できる↓すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家へ!」とされる。

このように、運転免許証や健康保険証とマイナンバーカードが一体化され、「全国民」が保有する制度が指向されているということは、その完成形として、保有するか否かは個人の自由でも「権利」でもなく、「義務」であり、「強制」なのだろう。法律で正面から義務化規定を置かなくとも、事実上の強制となる可能性がある。「利便性」や「行政効率化」は、「個人の自由」や「個別の意思表示、選択」を排除し、異論を認めない一括処理のための悪しきマジックワードとして濫用されうる。

単に「国民の利便性」のためのカードだということであれば、希望しない市民はカードを取得しないことによりプライバシー侵害などのリスクを回避できる。現在進行中のマイナンバー違憲訴訟においても、原告はカードを持っていないのでカード保有によるプライバシー侵害は現実化していない。しかし、事実上の強制となると、望まないプライバシー侵害となる。もちろんこれは、行政上の必要性・相当性がなければ不法行為となり得る。カードに紐付けられる個人情報が増えれば増えるほど、強制する場合にはプライバシー侵害の程度は大きくなり、違法の疑いは高くな

るばかりである。しかし、現状は強制ではないので、裁判でも争点化することができていない。時間差での強制という二段階のプライバシー侵害は、司法判断逃れができるという点でも、巧みである。

2

顔検索の時代——顔認証データの強制取得

マイナンバーカードは、申請者から提出された顔写真（または顔画像データ）からソフトウェアを用いて生成される顔認証証データ（目・耳・鼻などの位置関係等を数値化して特徴を捉えたデータ。たとえて言うならば、「顔指紋」、あるいは「三次元バーコード顔バージョン」のようなもの）と受け取りに来た本人の顔を顔認証装置でチェックし、一致していることを確認した上で交付されている。つまりマイナンバーカードのICチップには、ただの顔写真ではなく、ソフトを使用すればいつでも正確な本人確認が可能だと自治体が品質保証したデジタルデータとしての顔画像データが埋められており、市民にそれを拒絶する自由はない（住民基本台帳カードでは、顔画像の貼付と登載はいずれも拒否する選択肢があった）。

二〇一七年に発売されたスマートフォン「iPhone X」では顔認証による本人確認制度が採用され、その認証の正確さは、指紋認証の一〇〇〇倍とされている。

顔認証システムは、日本では二〇〇二年、日韓共催サツ

カーワールドカップの際にフリーガン（サッカー観戦時に騒動を起す者）の入国を阻止する目的で、関西空港と成田空港の税関に設置、運用されたのが始まりである。その後、民間でも、テーパークの年間パスポート取得者が、あらかじめ自分の顔認証データを登録することにより、入口のカメラに顔を向けるだけで、AIが「年間パスポート有資格者の顔認証データベース」と瞬時に照合し、文字通り「顔パス」で入場することができるサービスとして利用された。二〇一四年度、警察庁は、法律を定めることなく、五つの都県警察に顔認証システムを配備し、これを用いた捜査を開始した。その概要は以下の通りである。

① あらかじめ、組織犯罪の前科者等の顔認証データを登録したデータベースを作成しておく。

② 犯行現場及び周辺から、監視カメラの画像を収集する。

③ 顔認証システムを使用することによって、②の画像の中から人の顔の部分抽出して顔認証データを生成し、これと①とを照合することによって、犯罪日時に近接した犯行現場及び周辺に、組織犯罪の前科者等に似た人物がいたか否かを瞬時に探し出す。

警察庁の入札用の仕様説明書によると、その性能は「一〇人以上の顔を同時に検知」「サンングラスやマスク姿、正面でない場合も検知」「被写体の動きを追跡」「一〇万件の

データベースを一秒以内に照合できる」等とある。警察は組織犯罪にしか使用しないと説明するが、限定する法律がない。強制処分法定主義（刑事訴訟法一九七条一項但し書き）に則り、事前にデータベースへの登載対象を「重大組織犯罪の前科者等」に限定するなど、使用条件を法律で規制した上で事前明示しない限り実施されるべきではない。

二〇一六年頃から、顔認証システムは、民間で、例えばコンサートチケットの高額転売を防ぐために、チケット購入者にあらかじめデータ送信させて作成した顔認証データベースと実際の来場者の顔とを会場入口で照合する、書店等が店舗で作成した万引き犯データベースと来場者の顔を照合するなどの方法で活用されている。スマートフォン認証やテーマパークの入場など、自分の利便性のために顔認証データの利用に同意する場合は問題がない（ただし、同意しない人は一切サービスを利用できない仕組みの場合、指紋の強制提出要求が許されるかということと全く同じ問題が生まれることとなり、必要性・相当性を満たさない限り、民法七〇九条の不法行為が成立するのではないかとの疑問はある）。しかし、強制的に取得させられるマイナンバーカードの作成に際して、顔認証データの収集・利用を拒むことができない点は問題がある。

日本には、出荷台数からの推計で五〇〇万台以上の監視カメラが設置されている。そこで記録される画像データの

解像度が一定程度以上あれば、顔認証による検索が可能である。そして、指紋の一〇〇〇倍正確な顔認証データが取得されると、記録媒体に保存されている画像から本人を抽出し、その行動履歴を網羅的に把握することが可能となる。もちろん将来にわたる追跡も可能である。インターネット上には無数の顔画像データが存在する。技術的にはすでにインターネット上での顔画像検索も可能である。

中国では監視カメラが一億七〇〇〇万台以上設置され、顔認証システムで個人を特定しており、たとえば赤信号を無視して横断歩道を渡ると個人が特定され、罰金を科される。中国のATMでは顔認証で出金でき、カードも暗証番号入力も不要とされる。反体制派とみられる人物がこうして逮捕されることもある。中国のこのシステムは「天網」と呼ばれ、照合可能な人数は毎秒三〇億回とされる。日本でこのようなネットワークシステムを構築することはプライバシー侵害になり許されないはずだが、マイナンバーカードの強制は、制限立法も存在しないまま、実質的にこのようなシステムが稼働する危険があることを意味する。

3

強制顔検索をどう避けるか

EUは、デジタル社会の進展に対応して、顔認証データの取り扱いに慎重な態度を示している。二〇一八年五月に